

産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する特約条項

第1条（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりである。乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。

◎収集・運搬に関する事業範囲

【積込み場所】

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業の範囲：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：

【積替保管荷降ろし場所】

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業の範囲：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：

【処分荷降ろし場所】

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限：令和 年 月 日

事業の範囲：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：

◎処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市：東京都

許可の有効期限：平成 年 月 日

事業の範囲：許可証のとおり

許可の条件：許可証のとおり

許可番号：

第2条（処分の場所及び方法）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業所の名称：

所在地：

処分の方法：

処理能力：

第3条（最終処分の場所、事業区分及び処理能力）

乙は、甲から委託された産業廃棄物を前項の中間処理場にて処分し、その残さを別紙の処分業者の事業場に搬入する。

なお、中間処理後に残さが発生しない産業廃棄物は中間処理の完了を持って最終処分の完了とする。

第4条（積替保管）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行わない。

第5条（再委託）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分を他人に委託してはならない。

第6条（義務と責任）

1（甲）

（1）甲は、乙の要求に従い、収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）、荷姿及び排出数量等の必要な情報を通知する。

（2）甲は、産業廃棄物を搬出する際、マニフェストに必要事項を記入し、乙に交付する。

2（乙）

（1）乙は、甲から委託された産業廃棄物をその積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。

この間に発生した事故については、その原因が甲の帰すべき場合を除き、乙が責任を負うものとする。

（2）乙は、甲から受領したマニフェストに署名し、A票及びB 2票を甲に、処分業務についてはマニフェストD票並びにE票を甲に送付する。

（3）乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第7条（契約の解除）

本契約の規定又は法令の規定により、この契約を解除することができる場合であっても、この契約に基づき甲から引渡しを受けた産業廃棄物の処理を乙が完了していないときは、当該産業廃棄物を甲乙双方の責任で処理した後でなければこの契約は解除できない。